

2次募集を実施します

[募集期間] 令和4年6月1日(水)～令和4年6月30日(木)

※令和4年7月15日から令和5年3月31日までの間に実施する取組が対象となります

令和4年度

金沢市地域コミュニティ活性化事業 募集要項

地域コミュニティの醸成と充実を図るため、コミュニティの活性化に向けた自主的な取組を支援します！



■ 助成内容

対象事業	対象団体	補助金額
I コミュニティ活性化プラン策定事業	校下(地区)町会連合会	補助対象経費の4分の3以内 限度額 75万円
地域の課題、地域コミュニティの将来像又は目標、具体的な活動内容等を記載したプランを策定する事業		
II プラン実現事業	コミュニティ活性化プランを策定した校下(地区)町会連合会又は当該校下(地区)町会連合会が推薦する町会その他の地域団体	補助対象経費の4分の3以内 限度額 50万円
上記Iのコミュニティ活性化プランに基づき実施する活性化事業		
III 地域団体連携事業	校下(地区)町会連合会又は校下(地区)町会連合会が推薦する町会	補助対象経費の4分の3以内 限度額 40万円
町会等が同じ校下(地区)内の地域団体等と連携して取り組む事業又は複数の町会等が連携して取り組む事業		
IV コミュニティ活動事業	校下(地区)町会連合会又は校下(地区)町会連合会が推薦する町会	補助対象経費の4分の3以内 限度額 30万円
町会への加入の促進、住民の交流等地域コミュニティの活性化を図る事業		

■事業の目的

地域コミュニティの醸成と充実を図るため、地域コミュニティの活性化に向けたプランの策定や活性化を図る自主的な取組を支援します。

■助成内容

地域コミュニティの活性化を図る自主的な取組を行う次の事業を対象とします。

※事業の実施に要する経費が10万円以上となる事業を対象とします。

※各団体において、従来から行われている事業は対象となりませんが、本事業の目的に沿った新たな取組又は既存事業の拡充、改編した取組を行う場合は対象とします。

※一団体に対する補助金の交付は、1年度あたり1回までです。ただし、「コミュニティ活性化プラン策定事業」については、同じ年度に「プラン実現事業」、「地域団体連携事業」又は「コミュニティ活動事業」に対する補助金と合わせて、交付を受けることができます。

■対象事業

I コミュニティ活性化プラン策定事業

【事業内容】 地域コミュニティの活性化を目的として、地域の課題、地域コミュニティの将来像又は目標、具体的な活動内容等を記載したプランを策定する事業

【対象団体】 校下（地区）町会連合会

【補助率】 補助対象経費の4分の3以内

【補助金額】 限度額 75万円

【交付制限】 補助金の交付を受けた場合、5年間はコミュニティ活性化プラン策定事業の補助を受けることはできません。

《コミュニティ活性化プランについて》

【プラン作成における考え方】

- ①地域の課題を抽出し、今後、課題の解決に向けて、どのようなまちづくりに取り組んでいくかをプランにまとめること。
- ②プランの期間は、概ね5年間を設定すること。
- ③プランに掲げる事業は、地域が自主的に行う取組を中心に掲載すること。
- ④プランの対象となる内容は、当該地域の福祉、環境、教育、安全・安心などの課題解決にかかる取組や地域の活性化につながる取組とすること。

【プラン作成に向けての取組例】

住民同士の勉強会の開催、専門家等を招いた講演会の開催、住民アンケート調査の実施、ワークショップの開催、コンサルタント業者へ委託、作成したプランの印刷など

【プランの掲載項目例】

- ①策定の背景と目的
- ②計画期間（概ね5年間）
- ③現状把握と課題（地域の特徴や資源、世帯数などの現状を把握し、地域の課題を抽出）
- ④将来像又は目標
- ⑤基本方針
- ⑥具体的事業（地域で行う具体的な活動内容等を記載）
- ⑦実施体制（町会、公民館などの各地域団体による連携体制など）

Ⅱ プラン実現事業

- [事業内容] Iのコミュニティ活性化プランに基づき実施する活性化事業
※コミュニティ活性化プランに掲げた事業を対象とします。
- [対象団体] コミュニティ活性化プランを策定した校下（地区）町会連合会又は当該校下（地区）町会連合会が推薦する町会その他の地域団体
※その他の地域団体とは、校下（地区）内の子ども会、婦人会、老人会、地区社会福祉協議会などです。
- [補助率] 補助対象経費の4分の3以内
- [補助金額] 限度額 50万円
- [交付制限] 同一事業は最大3回（1年度につき1回）まで、補助金の交付が可能です。
令和3年3月31日以前に「特別事業」の交付を受けた事業と同一内容の事業は、「プラン実現事業」の交付回数に含めます。
※年度毎に申請が必要です。なお、選考の結果、採択されない場合もあります。

Ⅲ 地域団体連携事業

- [事業内容] 下記①、②のいずれかに該当する連携して取り組む活性化事業
①校下（地区）町会連合会又は町会が同じ校下（地区）内の地域団体又は市民活動団体その他多様な主体と連携して取り組む事業
②複数の校下（地区）町会連合会又は町会が連携して取り組む事業
※連携による実施にあたっては、連携先の団体が企画段階から事業終了まで参画していることが必要です。
（例）町会と子ども会が連携して取り組む世代間交流イベント、近隣の校下（地区）町会連合会が連携して取り組む防災講習会の開催など
- [対象団体] 校下（地区）町会連合会又は校下（地区）町会連合会が推薦する町会
- [補助率] 補助対象経費の4分の3以内
- [補助金額] 限度額 40万円
- [交付制限] 同一事業は最大3回（1年度につき1回）まで、補助金の交付が可能です。
最大3回までの交付回数には、連携先の校下（地区）町会連合会又は校下（地区）町会連合会が推薦する町会が交付を受けた場合も含まれます。
※年度毎に申請が必要です。なお、選考の結果、採択されない場合もあります。

Ⅳ コミュニティ活動事業

- [事業内容] 町会への加入促進や住民交流などコミュニティの活性化を図る事業
（例）加入呼びかけチラシの作成やイベントの実施、校下の歴史や魅力、安全、福祉、生活情報冊子の作成、防犯・防災の講習会、まちづくりサロン、町会運営等の進め方研修会、世代間交流イベントの開催など
- [対象団体] 校下（地区）町会連合会又は校下（地区）町会連合会が推薦する町会
- [補助率] 補助対象経費の4分の3以内
- [補助金額] 限度額 30万円
- [交付制限] 同一事業は最大3回（1年度につき1回）まで、補助金の交付が可能です。
令和3年3月31日以前に「一般事業」の交付を受けた事業と同一内容の事業は、「コミュニティ活動事業」の交付回数に含めます。
※年度毎に申請が必要です。なお、選考の結果、採択されない場合もあります。

■対象事業の要件

- (1) 営利活動、宗教・政治活動を目的としないこと
- (2) 当該補助金以外の本市の補助金その他これに準ずるものの交付を受けないこと
- (3) 補助金交付決定通知の日から令和5年3月31日までの間に完了する事業

■対象経費

対象事業を実施するために直接必要な経費（消耗品費、通信運搬費、印刷費、講師謝礼、借上料など）が対象となります。

ただし、下記に該当する経費、その他事業を実施する上で適当でないと認められる経費は対象外です。下記の対象経費の表を参考にしてください。

- (1) 対象団体の人件費、団体構成員に対する謝礼その他団体の運営に要する経費
- (2) 飲食費（事業に要する茶菓代は除く。）
- (3) 備品購入費（税込1万円以上の物品）
- (4) 修繕費
- (5) 工事費

【対象経費 参考例】

項目	対象とする経費	対象としない経費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・事業に必要な事務用品等・事業の一部として飲食を提供する場合の必要最低限の食糧費、材料費	<ul style="list-style-type: none">・景品としての金券
飲食費	<ul style="list-style-type: none">・会議等の茶菓代	<ul style="list-style-type: none">・食事代、弁当代
印刷費	<ul style="list-style-type: none">・チラシ等の印刷費	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・事業実施に要した郵送料、宅配料	
保険料	<ul style="list-style-type: none">・事業に係る保険料	
委託料	<ul style="list-style-type: none">・会場設営委託費	
借上料	<ul style="list-style-type: none">・会場使用料、機材レンタル料	
謝礼	<ul style="list-style-type: none">・事業に伴う講師、協力者等への謝礼	<ul style="list-style-type: none">・団体の構成員に対する謝礼
交通費	<ul style="list-style-type: none">・外部から招く講師等の交通費（実費相当）	

※経費の内訳が著しく偏っている場合はご相談ください。

※経費の内容で不明な点はご相談ください。

■応募方法

(1) 提出書類

- ① 地域コミュニティ活性化事業申請書
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 推薦書（校下（地区）町会連合会の推薦が必要です（校下（地区）町会連合会が申請する場合は不要））

※プラン実現事業を申請する場合は、コミュニティ活性化プランの中で、プランに基づく事業であることが分かる部分のコピーを添付してください。

※下記については、団体の概要書を添付してください。

- ・プラン実現事業に地域団体が申請する場合
- ・地域団体連携事業において、連携先となる団体が地域団体、市民活動団体等の場合

※複数の校下（地区）町会連合会又は町会が連携して取り組む事業は、代表となる校下（地区）町会連合会又は町会が申請してください。

※申請書類の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

- (2) 募集締切 令和4年6月30日（木）午後5時45分まで（必着）
- (3) 提出先 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市市民協働推進課（金沢市役所2階）
※事前に相談のうえ、提出してください。（メール、郵送、持参いずれも可）

■選考

- (1) 選考方法 書類による選考
- (2) 選考基準 重点分野（福祉、環境、教育、安全・安心、まちづくり）との関係性と次の観点で審査します。
 - ① 公益性（多くの町会員や今後、町会員になる人が関わるものであること）
 - ② 実現性（実施可能であること）
 - ③ 創造性（地域の特性を生かした新しい取組であること）
 - ④ 発展性（持続的かつ今後の展開が期待できること）
 - ⑤ 効果性（事業効果が認められること）※これまでの採択事業一覧及び「金沢市町会活性化事例集」については、市のホームページに掲載しています。
- (3) 結果通知 審査の結果を書面で通知

■手続きの流れ

事業申請→選考→選考結果通知→補助金交付申請→交付決定→事業の実施→実績報告

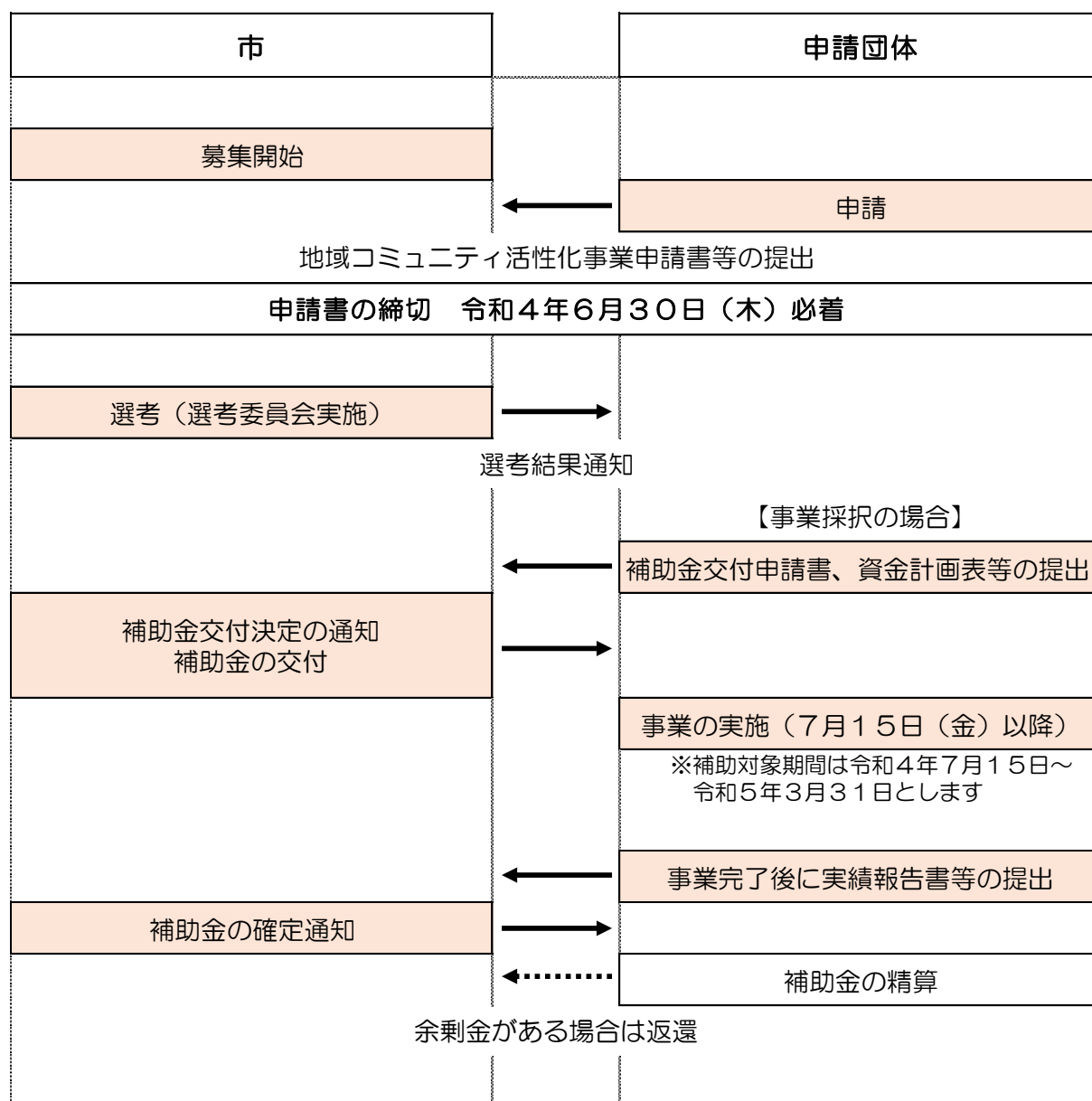
※選考により採択された団体は、補助金交付申請書ほか、必要な書類を提出してください。

※必要に応じて、簡単な中間報告をしていただきます。

※事業完了後は、実績報告書及び収支決算書等の提出が必要になります。収支決算書には、領収書等の支出を証明する書類又はその写しを添付してください。

※採択された事業については、市のホームページ等で紹介させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【事業のスケジュール】



■留意事項

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域コミュニティ活性化事業の実施にあたっては、感染防止対策にご留意いただくようお願いいたします。
- ・採択された事業については、市のホームページ等で紹介させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ・提出先】

金沢市市民局市民協働推進課（金沢市役所第一本庁舎2階）

〈TEL〉 076-220-2026 〈FAX〉 076-260-1178

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

〈E-mail〉 kyoudou@city.kanazawa.lg.jp